

提出日は、令和3年1月4日から

令和3年2月1日までとなります。

令和3年1月15日

中之条町長殿

住所 中之条町大字〇〇 〇〇番地

氏名(名称) (株)中之条製菓店

業種名 小売業

代表者名 中之条 太郎

印

担当者名 六合 花子

電話番号 0279-〇〇-〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産 に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。
※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

1 事業収入割合について

令和2年4月1日から同年6月30日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年4月1日から同年6月30日 左の期間の前年同期を記載		
4月期	5月期	6月期	4月期	5月期	6月期
450,000 円	0 円	550,000 円	1,000,000 円	1,200,000 円	1,100,000 円
合計: 1,000,000 円・・・①			合計: 3,300,000 円・・・②		
事業収入割合: 30% (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)

2 特例対象資産について

該当する方にチェックを付けてください。

申告の有無	資産
<input type="radio"/>	事業用家屋(別紙のとおり)
<input type="radio"/>	償却資産

特例申告をする資産、いずれか片方または
両方に○を付けてください。

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

3 認定経営革新等支援機関等確認欄

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住

名

代表者

代表者

担当者

電話番号

担当者メールアドレス

認定経営革新等支援機関（※）に記入を依頼してください。

押印も必要となります。

（※）認定経営革新等支援機関とは、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が、主な認定支援機関として認定されています。

印

4 誓約事項について

以下の（1）から（4）について、事実と相違ないことを誓約します。

- （1）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （2）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （3）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
- （4）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年2月1日までに中之条町に対して行うこと（郵送の場合は当日消印有効）。

5 町への提出書類

認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書（原本）に加えて、同機関に提出した添付資料一式（コピー可）を中之条町に提出してください。

軽減対象		提出書類	備考
事業用家屋	償却資産		
○		申告書(原本)	認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの
○		収入減を証する書類	会計帳簿や青色申告決算書の写しなど
		不動産賃貸料の猶予の金額や期間等を確認できる書類	不動産賃貸料を猶予したことにより、特例の適用要件を満たす不動産賃貸業者のみ
○		特例対象資産の一覧	
○		特例対象家屋の事業用割合を示す書類	青色申告決算書など
	○	令和3年度償却資産申告書	

書類がすべて揃っているか確認してください。

(別紙) 特例対象資産一覧

氏名又は名称		(株)中之条製菓店			
No.	家屋の所在		家屋種類・床面積		
例	所在地番	伊勢町〇〇番地	事務所	うち事業用	
	家屋番号	△-□	134.60 m ²	134.60 m ²	100%
1	所在地番	伊勢町〇〇番地〇〇	事務所	うち事業用	
	家屋番号	◇-〇	200.15 m ²	200.15 m ²	100 %
2	所在地番	西中之条〇〇番地〇〇	店舗	うち事業用	
	家屋番号	□-▽	155.50 m ²	77.75 m ²	50 %
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用家屋が対象です。 ・ 居住用家屋（共同住宅等の賃貸住宅を除く）は対象外です。 ・ 所有者ごとに一覧を作成（共有名義等の家屋は用紙を分ける）してください。 ・ 令和2年度固定資産税・都市計画税通知書に同封されている土地・家屋課税資産の明細に記載されている区分どおりに「所在地番」「家屋種類」「床面積」を転記してください。増築等した場合、1棟の家屋でも明細上は複数棟に分かれている場合があります。 ・ 令和2年中に新規取得（新築・売買等）した事業用家屋は、不動産登記簿又は売買契約書等を参考に記載してください。 ・ 「家屋番号」欄は、不明又は未登記の場合は空欄で結構です。 ・ 「うち事業用」欄は、青色申告決算書又は収支内訳書等から事業専用割合を「%」欄に転記し、併せて左記に事業用床面積を記載してください。 ・ 1棟の家屋で事業用部分と居住用部分とが混在する場合は、事業専用割合を用いて事業用床面積を算出してください。 					
9	家屋番号		m ²	m ²	%
10	所在地番			うち事業用	
	家屋番号		m ²	m ²	%

- ※1 事業用家屋について、「令和2年度 土地・家屋課税資産の明細」に沿って記載してください。（課税明細に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記載してください）
- ※2 所有者（課税明細）ごとに一覧を作成してください。（共有名義等の家屋は用紙を分けてください）
- ※3 家屋の種類及び課税面積を記載し、うち事業用欄には、事業用面積と事業専用割合を記載してください。事業専用割合が分かる資料（青色申告決算書等）を添付してください。
- ※4 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けてください。
- ※5 記載欄が不足する場合は、用紙をコピーして使用してください。
- ※6 当該一覧に記載のない事業用家屋については、軽減の対象となりませんのでご注意ください。
- ※7 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。